

【資料編】

資料1 災害廃棄物処理に係る主な経過

年月日	取組内容
平成23年	
3月11日	東日本大震災津波発生 岩手県災害対策本部設置
3月14、15日	【県】 災害廃棄物についての現地調査、市町村ヒアリング この頃より、生活ごみ、し尿対策開始
3月25日	【県】 岩手県災害対策本部支援室に「がれき・廃棄物対策チーム」を設置 【国】 「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について」通知
3月29日	【県】 第1回県災害廃棄物対策協議会開催
3月31日	【国】 一般廃棄物を産業廃棄物処理施設において処理する際の届出期間に関する例外規定の創設
4月11日	【市】 沿岸南部クリーンセンターが大槌町・釜石市・大船渡市の可燃物受入開始
4月11日	【県】 事務委託決定
5月2日	【国】 東日本大震災財特法施行 【県】 環境生活部資源循環推進課内に「災害廃棄物対策特命チーム」を設置 【国】 「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」改正
5月9日	【国】 コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場に埋立てる場合の手続の簡素化のための省令施行
5月16日	【国】 国マスタープラン作成
6月1日	【市】 宮古清掃センター処理開始
6月10日	【県】 内陸市町村等に処理協力依頼通知を发出
6月13日	【国】 環境省現地災害対策本部岩手県内支援チームを設置
6月17日	【国】 腐敗水産物の緊急的に海洋投入処分が行えるよう海防法に基づく告示发出
6月20日	【県】 第2回県対策協議会開催・県実行計画策定
6月22日	○太平洋セメント（5号キルン）焼却開始
6月27日	【市】 大船渡市、陸前高田市（～7月14日）海洋投入処分
7月8日	【国】 再委託を認める廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令施行
7月12日	【県】 沿岸を含めた県内市町村等に処理協力依頼通知を发出
7月14日	【県】 施工監理業者決定
7月21日	【市】 内陸市町村等での焼却開始
8月11日	【国】 国広域処理ガイドライン发出
8月18日	【国】 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法施行
8月30日	【県】 第3回県対策協議会開催・県詳細計画策定
9月9日	【県】 宮古地区内仮設焼却炉業者決定
10月9日	【市】 仮置場火災発生
11月2日	○東京都（民間）：宮古地区「可燃物」先行事業開始
11月4日	○太平洋セメント（5号キルン）焼成開始
11月30日	【国】 「災害廃棄物処理促進費補助金交付要綱」策定
12月21日	○東京都（民間）：宮古地区「可燃物」本格受入開始

平成 24 年	
1 月 13 日	【県】 破碎・選別業務開始
2 月 20 日	【市】 釜石市（仮設）溶融炉溶融開始
3 月 6 日	【県】 災害廃棄物処理基金設置、条例施行
3 月 9 日	【県】 宮古地区仮設焼却炉焼却開始
3 月 23 日	【国】 総理及び環境大臣の災害廃棄物処理特措法に基づく受入要請文書を群馬県、神奈川県、静岡県 の 3 県及び、同県内の 5 政令市に対し発出（3 月 30 日には青森県、秋田県、山形県、埼玉県、大阪府の 5 府県及び、同府県内の 3 政令市に対し発出）。 ○青森県八戸市（民間）野田村「柱材・角材」「可燃物」「不燃系廃棄物」試験処理開始
3 月 29 日	【県】 県議会による要請活動（～5 月までに 12 道府県訪問）
4 月 1 日	【県】 環境生活部内に「廃棄物特別対策室」を設置
4 月 17 日	【国】 広域処理に関する基準等告示
5 月 7 日	【国】 環境省視察対応チーム業務開始
5 月 21 日	【県】 第 4 回県対策協議会開催・県詳細計画一次改訂
5 月 25 日	【国】 東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について発出
6 月 29 日	【県】 復興資材活用マニュアル策定
8 月 7 日	【国】 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表公表
10 月 2 日	【県】 最終処分場を有する県内市町村等に不燃物の受入を要請
10 月 12 日	【県】 宮古地区復興資材（津波堆積土）搬出開始（宮古市摂待地区林地荒廃防止施設災害復旧工事）
平成 25 年	
1 月 25 日	【国】 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表改訂
2 月 13 日	【県】 復興資材活用マニュアル改訂
3 月	【市】 公共施設の解体が概ね終了 【市】 被災車両の処理が概ね終了
5 月 20 日	【市】 陸前高田市湿式分級施設稼働
5 月 21 日	【県】 第 5 回県対策協議会開催、県詳細計画二次改訂
7 月 1 日	【県】 山田地区破碎・選別業務におけるカイゼン活動開始
7 月 30 日	【県】 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領策定
12 月末	【県】 山田地区破碎・選別業務におけるカイゼン活動終了
平成 26 年	
3 月 12 日	【国】 災害廃棄物処理成果シンポジウム開催
3 月 28 日	【県】 宮古地区仮設焼却炉：宮古地区「可燃物」処理終了、最終投入式開催 ○太平洋セメント：「不燃物」処理終了

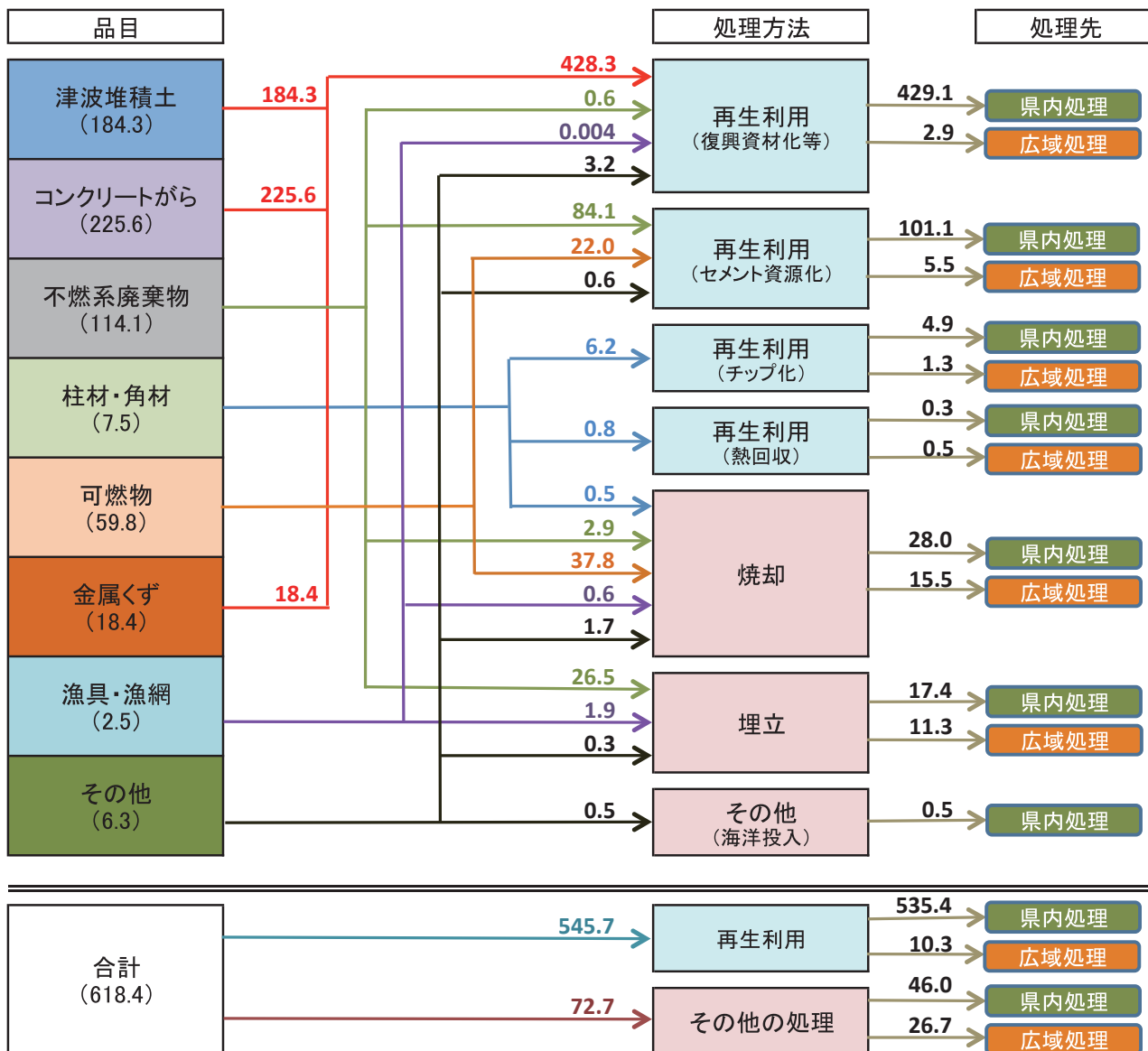
災害廃棄物の品目別市町村処理実績等

市町村	推計量 (t)	処理実績 (t)										合計
		津波堆積土	コンクリートがら	不燃系廃棄物	柱材・角材	可燃物	金属くず	漁具・漁網	その他			
洋野町	19,600	2,817	13,957	328	854	1,188	266	587	106			20,103
久慈市	82,200	14,109	34,840	29,756	4,470	5,077	1,335	475	137			90,200
野田村	131,000	46,430	44,368	56,976	3,498	12,152	3,300	387	189			167,300
普代村	14,200	0	8,306	1,877	2,406	620	351	494	192			14,247
田野畑村	56,400	18,809	22,040	7,092	1,633	2,694	2,319	669	76			55,332
岩泉町	47,400	34,148	10,566	11,971	501	6,191	1,125	135	72			64,709
宮古市	609,800	200,627	232,811	205,983	11,495	103,457	18,699	4,148	28,524			805,743
山田町	443,900	59,067	178,303	171,922	9,076	37,536	20,140	4,942	1,869			482,856
大槌町	593,500	206,469	256,301	111,271	1,604	53,562	28,437	1,824	596			660,064
釜石市	780,000	192,280	541,862	71,999	11,701	86,397	36,282	3,266	1,726			945,512
大船渡市	810,300	229,543	268,247	125,949	7,954	158,993	34,134	5,186	23,945			853,950
陸前高田市	1,664,700	838,511	644,580	345,531	19,643	129,778	37,253	3,226	5,307			2,023,829
県全体	5,253,000	1,842,810	2,256,182	1,140,653	74,834	597,644	183,641	25,339	62,738			6,183,843

※端数処理のため合計が合わない場合がある。

災害廃棄物の品目別処理フロー

(単位: 万t)



※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

岩手県における震災により発生した災害廃棄物処理の基本的考え方

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波は、県内、特に沿岸部において多くの人命を奪うとともに県民の生活、経済の基盤にこれまでに経験したことがない甚大な被害が生じている。

今後、復興復旧に当たっては第一に膨大な量の災害廃棄物を迅速、適切に撤去、処理する必要があるが、被災した市町村の現状を考慮し、市町村と県が連携し次のとおり処理するものとする。

1 役割分担

(1) 市町村（一部事務組合を含む。）

今般の災害により発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において「一般廃棄物」として位置付けられ、道路や港湾施設等については各施設の管理者が処理を行い、それ以外の民有地については原則市町村が処理するが、県に応援要請することができるものとする。

(2) 岩手県

今回の地震、津波による被害の甚大さ及び市町村の現状に鑑み、市町村の応援要請を受けて、県が関係部局の総力をあげて市町村を支援する。

2 課題

(1) 発生量の推計及び質の把握

廃棄物を迅速、適切に処理するためには発生量及び廃棄物の質の把握が必要である。

(2) 保管場所の確保

発生量が岩手県の年間のごみ処理量を大幅に上回る状況にあることから、廃棄物の一次保管場所の確保が重要である。

(3) 処理方法の選択

処理に当たっては環境に十分配慮し、環境への負荷を最小限とする必要がある。

(4) 処理先の確保

県内の廃棄物処理施設の能力の現状から、広域的な処理を検討する必要がある。

3 対応方針

(1) 発生量の推計及び質の把握

倒壊家屋の数を基に発生原単位を用いた推計方法による災害廃棄物の発生量は、これまでに判明したデータによると約 380 万 t と推計される。（倒壊家屋の状況が判明することにより推計量の変動）

また、廃棄物の質については一次保管が進んだ段階で調査する。

(2) 保管場所の確保

一時保管場所は、市町村ごとに確保するものとし、市町村が自ら所有する土地を中心に近隣の市町村、関係機関等の協力を得て確保する。

(3) 処理方法の選択

ア 収集

収集は市町村が確保した一次保管場所に別紙「がれき処理フロー」により収集する。

イ 分別・処理

木くずの燃料化、コンクリートを建設資材とする等、可能な限り資源としてリサイクルする方法を選択する。

(4) 処理先の確保

処理に当たっては、県内の市町村、産業廃棄物処理業者、公共関与施設を利用するものとするが、発生量が膨大であること及び被災地域が本県の沿岸地域全域に及び広範囲にわたることから、他県等の理解と協力を得ながら広域的に処理先を確保する。

4 目標

- (1) 一時保管場所への移動作業の完了は、概ね年内を目標とし、所有者等に連絡が取れないなど、遅れが見込まれるものについても平成 23 年度中の完了を目指す。
- (2) 処理完了に要する期間は、概ね 3 年から 5 年とする。

<参 考>

県内処理施設の状況

区 分	施設の種類	施設数	1 日当たりの処理能力
一般廃棄物	ごみ焼却施設	14	2,043 トン
産業廃棄物	がれき類の破碎施設	114	78,148 トン
	木くずの破碎施設	56	8,985 トン
	廃プラスチック類の破碎施設	13	924 トン
	産業廃棄物の焼却施設	7	2,875 トン
合 計		204	92,975 トン

資料6

東日本大震災災害廃棄物処理に係る処理計画の設計及び施工監理に関する基本方針

第1 総則

1 趣旨

この方針は、平成23年東日本大震災により岩手県内の被災地域において発生した災害廃棄物の処理の一連の工程について、適正かつ迅速に処理することを目的としている。

また、この災害廃棄物の処理に際しては安全性、確実性、効率性及び経済性に配慮するとともに、被災地域における雇用創出及び経済再建等の復興に寄与する災害廃棄物処理を行うことを基本とするものである。

2 実行計画

環境省の示したマスタープランによる適正処理指針に沿って、広域かつ効率的な処理に向け市町村との総合的な調整を行い、災害廃棄物の実行計画を策定するもの。

3 運用方針

この方針は、平成23年東日本大震災により岩手県内において発生した災害廃棄物の処理について、適正処理の基本方針を示したものであり、これらの災害廃棄物の処理計画の設計・施工の基準となるものである。

なお、この基準は、災害廃棄物の処理計画に係る設計業務・施工監理業務の具体的な計画の策定及び運用に際してもこの方針の趣旨等を勘案して判断する必要がある。

4 用語の定義

この方針において、次のアからケまでに掲げる用語の定義は、それぞれアからケまでに定めるところによる。

ア **災害廃棄物** 平成23年東日本大震災により岩手県において、地震及び津波により発生したがれき等の災害廃棄物をいう。

イ **被災地域** 岩手県太平洋沿岸に位置する宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、洋野町、田野畑村、普代村及び野田村の市町村の地域をいう。

ウ **マスタープラン** 平成23年5月16日付け環境省「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」をいう。

エ **処理マニュアル** 廃棄物資源循環学会災害廃棄物対策・復興タスクチーム「災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル～東日本大震災において～」をいう。

オ **事務委託** 「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託」をいう。この事務委託を岩手県に委託するのは、宮

古市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村及び野田村の7市町村である。

カ 仮置き場 各市町村の依頼により人命救助等のために、自衛隊等が既に災害廃棄物を撤去し一時的に保管している場所をいう。

キ 集積所 災害廃棄物を処理するために、仮置き場から破砕等の処理する為に保管する場所、並びに処分後に再生利用又は処分するために搬出するまでの間に保管する場所をいう。

ク 一連の工程 災害廃棄物の処理に当たり、建築物等を解体及び撤去し、仮置き場まで収集運搬し、選別及び破砕等の処理を行い、再生利用又は処分の為に運搬し集積場より搬出するまでの工程をいう。

ケ 自圏 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第7条で定める圏域をいう。

5 委託業務等の計画

災害廃棄物の処理に係る事務委託については、次のとおり計画するものとする。

- 1 災害廃棄物を処理するための一連の工程に係る処理計画の基本設計業務
- 2 災害廃棄物を処理するための一連の工程に係る処理計画の施工監理業務
- 3 災害廃棄物を処理するための一連の工程の請負工事業務及びその現場の施工監理業務

第2 設計・施工の基準

災害廃棄物を処理するための一連の工程に係る処理計画を設計及び施工するに当たり、基本的な基準を次のとおりとする。

- 1 災害廃棄物の処理方法については、「マスタープラン」及び「処理マニュアル」に基づき、また岩手県「災害廃棄物処理計画（案）」を参考として適正に処理するものとする。
- 2 災害廃棄物を処理するに当たり、既存の廃棄物処理施設の余力を把握するとともに、廃棄物処理施設間の機能的な連携により自圏内処理に努めること。
- 3 既存の廃棄物処理施設を最大限に活用し、必要に応じて破砕処理又は焼却処理等の施設を設置することで、災害廃棄物処理の迅速化を図るものとする。
- 4 自圏内における処理が困難な場合にあつては、安全性、確実性、経済性等について検討し、処理施設が所在する自治体及びその住民の理解を得た後に、最少規模の災害廃棄物を自圏外において処理するために搬出することもやむを得ないものとする。
- 5 災害廃棄物の処理に際して、再生利用若しくは熱回収に最大限努めるものとする。
- 6 コンクリートの破片その他これに類する不要物については、市町村等の復興に関する建設工事等において再生利用することに努めるものとする。

- 7 災害廃棄物処理の一連の工程においては、復興のためにも被災地域の企業の活用並びに被災者の雇用創出に最大限努めるものとする。
- 8 災害廃棄物処理の一連の工程においては、被災地域及びその住民の安全性に配慮した環境対策及び交通安全対策等に努めるものとする。
- 9 災害廃棄物処理の一連の工程における作業員等の労働安全衛生については、災害防止及び事故防止等について最大限に配慮するものとする。
- 10 災害廃棄物の他、被災者の貴重品、遺品、思い出の品等の回収に努めるものとする。
- 11 その他の関係法令を遵守するものとする。

附 則 この方針は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

資料7 県と市町村との間の事務委託における規約

〇〇〇と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

(事務の委託の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、〇〇〇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物の処理のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務(以下「委託事務」という。)を岩手県に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、〇〇〇の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

2 〇〇〇長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ岩手県知事に送付するものとする。

(収入金)

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、岩手県の収入とする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「経費」という。)は、〇〇〇の負担とし、〇〇〇は、これを岩手県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

(予算への計上)

第5条 岩手県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰越金)

第6条 岩手県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、岩手県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに〇〇〇長に提出するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したときは、〇〇〇長は、直ちに岩手県知事に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年〇月〇日から施行し、同年 3 月 12 日から適用する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、岩手県知事がこれを決算する。この場合において、岩手県知事は、決算に伴って生じる剰余金を速やかに〇〇〇に還付するものとする。

協 議 書

第1条 この協議書は、「〇〇〇と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約（以下「規約」という。）」第4条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する経費の額及び交付の時期を定めることを目的とする。

第2条 規約第4条第2項に規定する〇〇〇の負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 損壊家屋等の解体に要する経費
- (2) 規約第1条に定める廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の排出現場における分別に要する経費
- (3) 災害廃棄物の撤去のための収集運搬に要する経費
- (4) 災害廃棄物の仮置場の整備又は管理に要する経費
- (5) 災害廃棄物の仮置場における分別に要する経費
- (6) 災害廃棄物に関する処理計画の策定に要する経費
- (7) 災害廃棄物の処分のための収集運搬に要する経費
- (8) 災害廃棄物の処分（中間処理、最終処分及び再生を含む。）に要する経費
- (9) その他災害廃棄物の処理に要する経費

2 前項各号の経費の額は、〇〇〇が処理実績等に基づき積算し、別途、岩手県が定める交付期日までに交付するものとする。

3 経費の積算に当たり、規約第3条に定める収入金相当額を、〇〇〇の負担する経費から控除するものとする。

第3条 この協議書の内容について変更する必要があるときはあらためて協議するものとする。

第4条 この協議書は、2通作成し、その証として〇〇〇及び岩手県が各1通保管するものとする。

平成23年〇月〇日

岩手県知事 達 増 拓 也

〇〇（市町村）長 ○ ○ ○ ○

災害廃棄物放射能測定結果

市町村	種類	組成 (%)	測定結果 (Bp/kg)				¹³⁴ Cs+ ¹³⁷ Cs	【参考】可燃物の推計結果 (Bq/kg)
			¹³⁴ Cs	検出下限	¹³⁷ Cs	検出下限		
洋野町	木質	51.1	ND	14	ND	19	ND	33.9
	紙類	0.0	ND	16	ND	20	ND	
	繊維	0.4	ND	19	ND	20	ND	
	プラスチック	2.3	19	15	35	16	54	
	わら	0.1	ND	14	ND	20	ND	
	5mm 未満細塵	46.1	ND	18	ND	17	ND	
久慈市	木質	2.8	ND	15	ND	15	ND	31.2
	紙類	0.0	ND	18	ND	20	ND	
	繊維	0.1	16	16	30	18	46	
	プラスチック	0.3	ND	18	ND	19	ND	
	わら	0.0	ND	16	ND	16	ND	
	5mm 未満細塵	96.8	ND	19	22	16	22	
野田村	木質	53.1	ND	14	ND	19	ND	33.7
	紙類	1.1	ND	18	ND	20	ND	
	繊維	1.5	ND	19	23	16	23	
	プラスチック	1.9	19	16	23	19	42	
	わら	2.2	ND	18	17	16	17	
	5mm 未満細塵	40.2	ND	18	28	14	28	
普代村	木質	77.2	ND	15	ND	18	ND	33.4
	紙類	0.2	ND	15	ND	20	ND	
	繊維	0.0	37	20	49	20	86	
	プラスチック	9.0	ND	14	23	17	23	
	わら	0.2	ND	18	ND	15	ND	
	5mm 未満細塵	13.5	15	15	21	13	36	
田野畑村	木質	36.1	ND	13	ND	19	ND	32.2
	紙類	0.0	ND	18	ND	20	ND	
	繊維	0.3	ND	20	ND	20	ND	
	プラスチック	3.6	ND	15	ND	18	ND	
	わら	0.8	ND	18	ND	18	ND	
	5mm 未満細塵	59.1	ND	19	ND	18	ND	
岩泉町	木質	41.4	ND	16	ND	17	ND	33.2
	紙類	0.5	ND	17	ND	20	ND	
	繊維	1.1	ND	17	ND	17	ND	
	プラスチック	4.2	ND	18	ND	16	ND	
	わら	0.9	ND	18	ND	16	ND	
	5mm 未満細塵	51.9	ND	16	ND	19	ND	

※「その他」は、コンクリートがらや金属等

※ND:Not Detected (検出下限以下) …測定できる最低値に満たず、検出できなかったことを意味する

※可燃物の推計結果は、¹³⁴Cs 又は ¹³⁷Cs が「ND」の場合、検出下限の値を用いて算出している

※測定日は平成24年 5月15日～29日 (採取は 5月15日～18日)

災害廃棄物放射能測定結果

市町村	種類	組成(%)	測定結果 (Bp/kg)				¹³⁴ Cs+ ¹³⁷ Cs	【参考】可燃物の推計結果 (Bq/kg)
			¹³⁴ Cs	検出下限	¹³⁷ Cs	検出下限		
宮古市	木質	20.8	ND	16	ND	17	ND	37.6
	紙類	0.0	ND	12	ND	13	ND	
	繊維	0.6	87	19	110	19	197	
	プラスチック	2.6	ND	18	20	19	20	
	わら	0.3	ND	15	ND	18	ND	
	5mm未満細塵	75.7	ND	15	29	15	29	
山田町	木質	27.5	ND	15	ND	17	ND	76.6
	紙類	0.0	ND	14	ND	13	ND	
	繊維	1.4	280	20	490	19	770	
	プラスチック	3.4	62	19	90	15	152	
	わら	0.0	15	15	ND	16	15	
	5mm未満細塵	67.7	35	18	56	20	91	
大槌町	木質	45.8	ND	15	ND	18	ND	83.1
	紙類	1.3	24	12	37	15	61	
	繊維	2.6	210	19	290	18	500	
	プラスチック	6.3	100	19	180	16	280	
	わら	0.0	72	19	110	16	182	
	5mm未満細塵	43.9	96	19	130	17	226	
釜石市	木質	56.7	ND	18	ND	17	ND	42.7
	紙類	0.0	17	13	17	14	34	
	繊維	3.4	33	14	75	14	108	
	プラスチック	2.3	59	18	76	16	135	
	わら	0.0	48	17	65	18	113	
	5mm未満細塵	30.9	76	17	120	15	196	
大船渡市	木質	21.7	ND	18	23	16	23	49.7
	紙類	0.0	ND	14	ND	20	ND	
	繊維	0.6	48	20	71	18	119	
	プラスチック	1.8	53	16	78	17	131	
	わら	0.0	65	20	87	19	152	
	5mm未満細塵	75.9	83	20	130	16	213	
陸前高田市	木質	29.6	15	15	16	15	31	62.8
	紙類	0.3	20	17	34	18	54	
	繊維	0.8	260	20	330	16	590	
	プラスチック	2.5	110	17	150	16	260	
	わら	0.4	58	18	74	18	132	
	5mm未満細塵	66.4	79	15	140	17	219	

※「その他」は、コンクリートがらや金属等

※ND:Not Detected (検出下限以下) …測定できる最低値に満たず、検出できなかったことを意味する

※可燃物の推計結果は、¹³⁴Cs又は¹³⁷Csが「ND」の場合、検出下限の値を用いて算出している

※測定日は平成24年5月15日～29日 (採取は5月15日～18日)

委託した主な業務の内容と委託先等

委任内容	委託先	事業概要	委任主体
災害廃棄物処理に係る施行システム基本設計業務委託	応用地質 (株)	詳細計画・施工システムの設計作成	県
陸前高田市内民有地がれがれき撤去処理計画策定業務委託	リマテック (株)	処理計画の策定	市
平成 23 年度岩手県災害等廃棄物処理事業に係る施工監理業務委託	応用地質 (株)	災害廃棄物処理の施工監理	県
平成 24 年度岩手県災害等廃棄物処理事業に係る施工監理業務委託			
平成 25 年度岩手県災害等廃棄物処理事業に係る施工監理業務委託			
金石市災害廃棄物処理事業監理業務委託	パシフィックコンサルタンツ (株) 盛岡事業所	災害廃棄物処理の施工監理	市
久慈地区災害廃棄物破砕・選別等業務委託	(株) 奥村組・宮城建設 (株)・(株) 中塚工務店・(株) 晴山石材建設特定業務共同企業体	災害廃棄物の破砕・選別等	県
宮古地区災害廃棄物破砕・選別等業務委託	鹿島建設 (株)・三井住友建設 (株)・(株) 鴻池組・西武建設 (株)・三好建設(株)・斎藤工業 (株) 特定業務共同企業体	災害廃棄物の破砕・選別等	県
宮古地区災害廃棄物破砕・選別等 (その 2) 業務委託	(株) 奥村組・日本国土開発 (株)・陸中建設 (株)・吉川建設 (株)・(有) 佐藤建業特定業務共同企業体	災害廃棄物の破砕・選別等	県
山田地区災害廃棄物破砕・選別等業務委託	(株) 竹中土木・(株) タケエイ・松村建設 (株)・(有) 八幡組特定業務共同企業体	災害廃棄物の破砕・選別等	県
山田地区災害廃棄物破砕・選別等 (その 2) 業務委託	大成・熊谷・山長・新光・カネナカ・アシスト特定業務共同企業体	災害廃棄物の破砕・選別等	市
大槌地区災害廃棄物破砕・選別等業務委託	(株) 明和土木・リマテック (株) 共同企業体	災害廃棄物の破砕・選別等	市
大槌地区災害廃棄物破砕・選別等 (その 2) 業務委託			
災害廃棄物処理事業 (混合廃棄物処理)			
災害廃棄物処理業務			

委託した業務の内容と委託先

委任内容	委託先	事業概要	委任主体
沼田地区災害廃棄物選別業務	リマテック・佐武建設・金野建設共同企業体	災害廃棄物の破碎・選別等	市 市
宮古・山田・大槌地区災害廃棄物海上運搬業務委託	青木あすなろ建設(株)・みらい建設工業(株)・(株)本間組・(株)菊地建設特定業務共同企業体	海上運搬業務	県
宮古・山田・大槌地区災害廃棄物海上運搬(その2)業務委託	青木あすなろ建設(株)・(株)本間組・(株)菊地建設特定業務共同企業体	海上運搬業務	県
平成23年度宮古地区内仮設焼却炉賃貸借契約	(株)タクマ東京支社	仮設焼却炉の賃貸借	県
平成24年度宮古地区内仮設焼却炉賃貸借契約	(株)タクマ東京支社	仮設焼却炉の賃貸借	県
平成25年度宮古地区内仮設焼却炉賃貸借契約	(株)タクマ東京支社	仮設焼却炉の賃貸借	県
平成23年度宮古地区内仮設焼却炉運転管理業務	(株)タクマ東京支社	仮設焼却炉の運転管理	県
平成24年度宮古地区内仮設焼却炉運転管理業務	(株)タクマ東京支社	仮設焼却炉の運転管理	県
平成25年度宮古地区内仮設焼却炉運転管理業務	(株)タクマ東京支社	仮設焼却炉の運転管理	県
災害廃棄物(太平洋セメント処理(セメント資源化))処分業務	太平洋セメント(株)東北支社	災害廃棄物の処理(可燃物及び不燃系廃棄物)	県
災害廃棄物(太平洋セメント(焼却及びセメント資源化))処分業務	太平洋セメント(株)東北支社	災害廃棄物の処理(可燃物及び不燃系廃棄物)	県
災害廃棄物処理(太平洋セメント(セメント資源化及び土工資材化))処分業務	太平洋セメント(株)東北支社	災害廃棄物の処理(可燃物及び不燃系廃棄物)	県

資料 11

災害等廃棄物処理事業費国庫補助金に係るスケジュール

※補助スキームが固まった平成 24・25 年度のスケジュールにより記載しているが、対応内容は平成 23 年度も同様である。

時期	環境省	県	市町村
4 月～ 8 月			災害報告書（推計）の提出
	机上調査（査定） 限度額通知		
			交付申請書の提出
	交付決定 概算払い手続き		
9 月～ 10 月		国費支出事務（概算払）	請求書（概算払）の提出
		（委託事業分積算）	災害報告書の提出
11 月～ 12 月		実地調査（災害査定） の調整	
	実地調査（災害査定）		
12 月～ 1 月	限度額通知		
			（変更）交付申請書の提出
1 月～ 2 月	（変更）交付決定		
		国費支出事務（概算払）	請求書（概算払）の提出
			（状況報告書の提出）
3 月		（納付書の作成）	不用額・繰越額の戻入
	国費の繰越手続き		
4 月		繰越確定額の報告	（繰越額の確定）
			年度終了報告書の提出
			実績報告書の提出
	額の確定		
		国費支出事務（精算払）	請求書（精算払）の提出